

新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等の入札等に関する審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）が実施する入札及び随意契約の適正な執行を図るために設置する審査会（以下「審査会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務をいう。
- (2) 施設修繕 経費区分が需用費の修繕料で執行される修繕をいう。
- (3) 物品等 物品の購入、物品製造の請負（印刷製本を含む。）、物品の借受け、役務の調達等の業務をいう。
- (4) 入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条に規定する指名競争入札及び自治令第167条の5の2の規定による制限付き一般競争入札をいう。
- (5) 随意契約 自治令第167条の2第1項第2号から第9号までに規定する随意契約をいう。
- (6) 予定価格 新潟県市町村総合事務組合財務規則（平成16年規則第17号。以下「財務規則」という。）第29条及び第40条の予定価格をいう。ただし、単価契約にあつては、予定支出額（予定価格と予定数量から算出される額をいう。）をいう。
- (7) 執行予定額 予定価格設定前の執行の見込額総額をいう。

(審査会)

第3条 工事等、施設修繕及び物品等に係る入札等業者（次条第1号ア及びイ、同条第2号イ及びウ並びに同条第3号アに規定する業者をいう。）の選定並びに随意契約理由の審査並びに制限付き一般競争入札に関する資格の設定及び審査の適正な実施を図るため、組合事務局に審査会を置く。

(審議事項)

第4条 審査会は、次の事項について、審議するものとする。

- (1) 1件の予定価格又は執行予定額が財務規則第39条各号に規定する金額を超える場合における自治令第167条に規定する指名競争入札に関する次の事項
 - ア 予定価格の算定に当たって参考見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項（予算要求等のための参考見積書を徴する場合を除く。）
 - イ 指名業者の選定に関する事項
- (2) 1件の予定価格又は執行予定額が財務規則第39条各号に規定する金額を超える場合における随意契約に関する次の事項
 - ア 随意契約理由の審査に関する事項

- イ 予定価格の算定に当たって参考見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項（予算要求等のための参考見積書を徴する場合を除く。）
 - ウ 契約の相手方を決定するための見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項
- (3) 自治令第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付き一般競争入札を実施する場合における次の事項
- ア 予定価格の算定に当たって参考見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項（予算要求等のための参考見積書を徴する場合を除く。）
 - イ 資格の設定に関する事項
 - ウ 資格の審査に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるものを除くほか、工事等、施設修繕及び物品等に係る業務を所管する課長が審査会に諮ることを適当と判断した契約で、参考見積書若しくは見積書を徴する場合の業者の選定又は指名業者の選定及び随意契約理由の審査に関する事項
- (5) 苦情又は談合情報への対応に関する事項
(組織)

第 5 条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長、副会長及び委員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にあるものをもって充てる。
- (1) 会長 事務局長
 - (2) 副会長 事務局次長
 - (3) 委員 課長及び所長代理。ただし、事務局長又は事務局次長が課長を兼務している課にあつては当該課の最も上席の職員とする。
- 3 審査会の定足数は 3 名以上とする。

(運営)

第 6 条 会長は、会務を総理し、会長に事故あるとき又は会議に出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

- 2 審査会の会議は、会長がこれを招集する。
- 3 委員に事故あるとき又は出席できないときは、当該委員の指定する課長補佐、係長その他審査会が認めた者がその職務を代理する。
- 4 会長は、災害時等審査会を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、審査会を開催しないで契約事務を行うことができる。
- 5 前項に規定する場合において、審査会を開催しないで契約事務を行ったときは、会長は、当該審査会をできるだけ速やかに開催し、その旨を報告しなければならない。

(案件担当者の出席)

第 7 条 審査会に審査事項を提出する担当者（以下「案件担当者」という。）は、審査会に出席し、審査事項について説明するものとする。

- 2 会長は、必要があるときは、案件担当者以外の職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(特例事項)

第8条 審査会が特に認めたものについては、持ち回りにより審議し、会長の決裁をもって審査会の決定とする。この場合において、当該審議の運営については、審査会の規定を準用する。

2 前項の場合において、持ち回りにより審議を行うときは、審査会全員の稟議によらなければならない。

(秘密の保持)

第9条 法律、政令、条例、規則、要綱、要領等で公開すべき又は公開が可能とされた事項（公開の時期が定められたものはその時期が到来したものに限る。）以外は、何人も審査会の審議内容を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 審査会の事務を処理するため、総務退職課に事務局を置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等指名審査会設置要綱（平成21年3月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。